

慶應義塾中之約束

特 71

988

館 書 圖 京

函 六 二

門 新

架 九

部 三 一

號

類 一

301531-001-8

特71-988

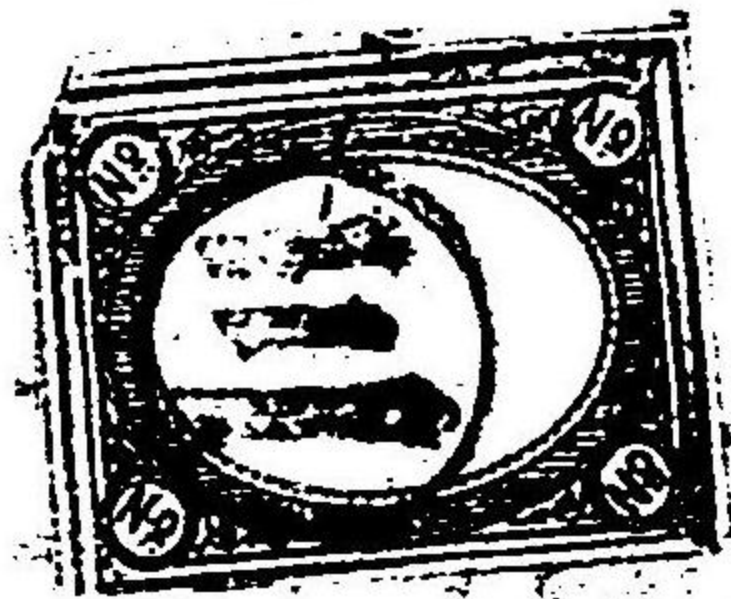
慶應義塾中之約束

M12.5

BEA-0001

|||||

廿六



明治十二年
五月改鑄

慶應義塾社中之約束

慶應義塾社中之約束目次

- 一 執事之職務
- 一 教員之職務
- 一 教授之規則
- 一 入社退社之規則
- 一 入塾退塾之規則
- 一 通學生之規則
- 一 受教科料并月俸之規則
- 一 書籍出納之規則
- 一 塾中ノ規則
- 一 科外生之規則

特7/908

慶應義塾社中之約束

- 一 入社ノ法ニ從ヒ入社スル者概シテ之ヲ社中ト唱フ
- 一 社中一員ヲ撰テ社頭トシ大小ノ事務盡ク之ヲ総轄セシム
- 一 社中ノ事務ヲ司ル者ヲ執事ト名ク執事ハ校長塾監會計ヨリ成ルモノナリ
- 一 社中教ル者ヲ教員ト名ク學フ者ヲ生徒ト名ク

○執事之職務

一 社中ノ法ヲ行ハレシム

入社退社ノ事ヲ司ル
 生徒ノ權アリ
 社中ノ事務ヲ司ル
 金銀ノ納付ヲ司ル
 書籍ノ出納ヲ司ル
 學業ニ關係シタル事務ヲ司ル
 配ス
 休業日
 外ハ毎日午前八時ヨリ午後二時マテ塾監局へ出席シテ事

務ヲ取扱フ

○教員ノ職務

- 一 教授ノ規則ニ從テ業ヲ授ク
- 一 新入ノ生徒其學力不適當ナル者アラハ一月ノ内ニ校長ニ告クヘシ
- 一 毎月一次試業ヲ爲シ生徒ノ勤惰優劣ヲ調べテ其名順ヲ定ム
- 一 毎期ノ末大試業ヲ爲シ其期中ノ勤惰表ヲ編成ス
- 一 生徒ノ勤惰行狀ニ注意シ時々之ヲ校長ニ告グベシ

○教授ノ規則

- 一 學業ヲ豫備科ト本科トニ分チ豫備科終リテ後本科ニ入ラシム
- 一 豫備科ヲ童子大人ノ二様ニ分チ年齢十五歳以下ノモノハ大抵童子科ニ入ラシメ十五歳以上ノモノハ大抵大人科ニ入ラシム
- 一 本科ノ年數ヲ凡三年トナス豫備科ハ定リタル年限ナシ
- 一 一年ヲ分ツテ三期ト爲ス則チ一月六日ヨリ四月二十五日迄チ一期トシ五月一日ヨリ七月三十一日迄チ二期トシ九月一日ヨリ十二月

二十五日迄チ又一期トス

- 一 毎日曜日及ヒ第二第四ノ土曜日並ニ大祭日ヲ休業トス但不時ノ休業ハ其時々布告スベシ
- 一 教授本中文典算術書ノ類ヲ暗誦セシメ其他ハ講釋ヲナシ或ハ生徒ニモ講說セシム
- 一 生徒ハ稽古時限ノ五分前講堂へ出席スベシ稽古ノ間ハ其席ヲ離ル可ラス
- 一 毎月一次既ニ讀タル書ヲ以テ小試業ヲナス
- 一 本科生徒ハ一期中最後ノ小試業ニ於テ其期中ニ學得タル書中ヨリ數箇條ノ問題ヲ掲ケ大意譯文ヲ以テ之ニ答ヘシム
- 一 毎期ノ末ニ未タ讀マザル書ヲ以テ大試業ヲナス
- 一 期末ニ到リ生徒ノ卒業スル者アレハ別段ニ教員三名以上臨席シテ未タ讀マザルノ書ヲ以テ試業シ又修業中學ヒ得タル算學ノ總試業ヲナシ以テ卒業書ヲ渡スベシ
- 一 卒業試業ニ落第シタル者ハ次ノ級ニ入ルモ本人ノ隨意タルベシ
- 一 毎月一次算術ノ小試業ヲナシ毎期末ニ至テ大試業ヲナス但シ大小

試業トモ數箇條ノ問題ヲ出シテコレニ答ヘシム
 一病氣等止ムヲ得サルノ事故アリテ闕席スル時ハ其旨ヲ教師ニ告ク
 一他ノ官私學校ニテ學ヒタル者本塾ニ入學スルコトアラハ其既ニ讀タル書籍ヲ精シク聞糺シ其上ニテ級ヲ定ム但シ一ヶ月間試ミテ其學力不適當ナレハ改テ他ノ級ニ入ラシム
 一入學ノ生徒ハ此書付ヲ教師ニ示シ其趣ヲ告クベシ
 一生徒毎日ノ教場、毎月末ノ小試業、毎期末ノ大試業ニ得タル算術或ハ簿記學ノ點數ヲ合シテ第一項ト爲シ、毎月末ノ小試業ニ得タル讀書ノ點數ヲ第二項ト爲シ、毎期末ノ大試業ニ得タル讀書ノ點數ヲ第三項ト爲シ、此三項ノ點數ヲ各零ヨリ百マテニ割合ヲ立テ其多寡ヲ合計シテ席順ヲ定メ或ハ登級下級スルコトアルベシ毎期末印刷ノ勤怠表モ此順ニ從フモノナリ

科業表概畧

豫備童子科

稽古四時間

第三番

井ルスン インテルメヂエート 第三リード	地學 初歩	窮理 初歩	萬國史
井ルスン エグストル スベルリング	井ルスン プライメル	井ルスン 第一リード	井ルスン 第二リード
井ルスン プライマリ オ アリスメチック	フォルスト、レツソン、 イン、アリスメチック	和漢書籍	習字 圖畫

第二番

井ルスン 第三リード	生理學 初歩	本草學 初歩	文典 初歩
---------------	--------	--------	-------

ローマ史

ギリキ史

ルヂメント、チフ
ハリスメチク

和漢書籍

作文

習字
書

第一番

コル子ル地理書
ヒシガル

地質學初步

化學初步

博物史

英國史

メンタル
アリスメチク

和漢書籍

作文
書

但シ和漢書籍トハ人身究理
正續十八史略 文章軌範

西洋事情 輿地誌略 日本外史
八大家ノ類ヲ云フ

豫備大人科

稽古三時間

第四番

エゾストル
スベルリンク

第一リードル

第二リードル

地學初步

範理初步

第三番

地理書

文典初步

ローマ史

英國史略

米小國史

萬國史

數學初步

第二番

コル子ル地理書
ヒシカル

博物史

ギリキ史

英國史

小經濟論

アリスノチツク
イレメンタリー
アルゼブラ

第一番		第○理書	米國史	ビ子オ アナリチカル文典	ハイエル アリスメチツク
小脩身論		稽古三時半			
本科					
第五等					
日耳曼史	政體書	化學書	ハイエル アリスメチツク ゾオメトリ		
萬國史	佛國史				
第四等					

生理學		經論		脩身論		ゾオメトリ
第三等		文明史		經濟論		簿記法
萬國公法						
第二等		ミル レプレゼンテーチ ガアルンメント		スペンセル スタチツクス		簿記法
第一等		フベンセル ソシオロジ		アモース サイアンスオフロ		簿記法
ミル チンリベルチ						

○入社退社之規則

- 一 入社スル者ハ其父兄ヲ以テ證人ト爲スカ或ハ東京住居ニテ本人ノ身上ニ事故アルキ毎ニ執事ノ掛合ヲ請合フベキ者ヲ證人トナシ塾監局ノ許可ヲ得テ入社スベシ但シ證書案文ハ卷末ニ之ヲ記ス
- 一 入社金三圓入社ノ時塾監局ヘ納ムヘシ
- 一 生徒暫ク中絶スルカ或ハ退社スル時ハ必ス證人ヨリ其趣ヲ認タル證書ヲ塾監局ヘ差出シ教員ヘハ生徒ヨリ書付ヲ以テ其旨ヲ届クベシ
- 一 退社ノ生徒更ニ來學スル者ハ始メテ入社スルノ法ニ從フベシ但シ入社金ハ納ムルニ及バズ或ハ病氣等ノ差支ニテ業ヲ廢スル者トテモ欠席全三ヶ月ニ及フキハ之ヲ退社ノ者ト視做ス可シ

○入塾退塾之規則

- 一 入塾スル者ハ塾監局ヘ申込ミ局ノ指圖ニ從テ入ルベシ
- 一 外宿セシ生徒再ヒスニテ求ムルコトアラハ執事一同ノ許可ヲ待ツベシ

- 一 退塾及外宿セント欲スル者ハ兩三日前ニ其趣ヲ塾監局ニ告クベシ尤モ退塾及外宿ノ當日ハ證人ノ證書ヲ持參シテ塾監局ヘ差出スベシ

○通學生之規則

- 一 通學ノ生徒ハ其宿所ヲ塾監局ヘ届ケ置クベシ町家ニ止宿スルニハ東京府ノ布令アルガ故ニ正シク其法ニ從フ者ニ非サレバ通學ヲ許サズ
- 一 通學ノ生徒其宿所ヲ轉スルコトアラハ其都度塾監局ヘ届クベシ
- 一 通學ノ生徒ハ講堂ノ玄關ヨリ出入シ要用ニ非サレハ内塾ニ入ルベカラズ要談ハ必ス應接ノ間ニ於テスベシ
- 一 右ノ外細密ナル規則及ヒ時々ノ公告ハ都テ講堂ノ玄關ヘ張出スガ故ニ洩レサル様注意スベシ

○受教料並月俸之規則

- 一 受教科ハ毎月一圓七十五錢ツ、前月ノ末ニ納ムベシ
- 一 受教科トハ教ヲ受ルノ費ノミニ非ス其一部ハ他ノ校費ニ充ルモノナリ
- 一 月俸ハ物價ノ高低ニ從テ定リナシ大凡ソ一圓五十錢乃至二圓ヲ通例トス其金ハ每月末塾監局ノ公告ニ從テ出ス可シ
- 一 月俸ハ唯飯料ノミニ非ス其一部ハ塾舎ノ修復等ニモ充ルモノトス但シ菜ハ月俸ノ外ナリ
- 一 炭ハ銘々勝手ニ買求ム可シ但シ塾中自ラ習慣ノ規則アレハ入塾ノ上ニテ之ヲ知ル可シ
- 一 一旦請取タル入社金及ヒ受教科ハ縦ヒ直チニ退社スルモ返サ、ルヲ法トス但シ受教科ハ期末ノ休業中及ヒ月半ヨリ入社スル時ハ其割合ニテ納ムベシ

○書籍出納之規則

- 一 課業ノ書籍大概ハ之ヲ貸スト雖モ其他ノ書籍及ヒ初學ノ讀本漢籍譯書等ハ自辨タル可シ但内塾生ハ原書ノ字引ヲ貸スコアルベシ
- 一 毎月一回講堂ニ於テ書籍ヲ調査ス當日ハ銘々借用ノ品ヲ講堂ニ持參シテ執事ノ改テ受ク可シ其日限ハ毎月講堂ノ玄關ニ公布ス
- 一 每期ノ末書籍大調査ノタメ公告ニ從テ借用ノ書籍ヲ一旦返納スベシ此規則ニ背クモノハ次テ書籍ノ借用ヲ許サス
- 一 借用ノ書籍ヲ損シタル者ニハ其時ノ市價ニ從ヒ代金ヲ償ハシム

○塾中之規則

- 一 塾ヲ大人中年童子ノ三寮ニ分ツ
- 一 大人中年童子各寮互ニ相混同ス可ラズ
- 一 金銀ノ貸借ヲ禁ス
- 一 夜中音讀ヲ禁ス
- 一 午前六時午后十一時ヲ起臥ノ常刻トス床ニ就クノ節ハ必ズ「ランプ」ヲ消スベシ
- 一 外人ハ塾中ノ私席ニ入ルヲ禁ス要談ハ應接ノ間ニ於テスベシ
- 一 内塾ノ者ニテモ成ル可キ丈ケ各席各室互ニ近ツクベカラズ
- 一 門ノ出入ハ日出ヨリ夜第十一時ヲ限ル度々門限ニ後レ或ハ外泊ス

- ル者ハ其用向ノ公私ヲ問ハス止塾ヲ斷ルベシ
- 一 毎期ノ終ニ執事ノ指圖ニ從テ席換ヲ爲スヘシ席定ルノ後ハ次ノ席換マテ席ヲ移スベカラス但シ塾用ノ爲メ之ヲ移スハ例外ナリ
- 二 テーブル椅子ヲ用ル者ハ其脚ニ板ヲ附ケ席ニゴザヲ敷クベシ机ニテモ四本足ノモノハ同様タルベシ
- 一 臺ナキ瀬戸物ノ火鉢ヲ禁ス
- 一 疊ヲ燒キ或ハ戸障子ヲ大ニ破リタル者ハ塾監局ニ届テ其償ヲ拂フベシ
- 一 金銀其他大切ノ書付等ハ生徒ノ望ニ由リ塾監局ニテ預ルヲモアルベシ
- 一 要用ニテ童子他寮ニ到リ或ハ他寮ノ人ト共ニ外行スルヲアラバ其趣ヲ寮長ニ告ケテ許可ヲ受クベシ
- 一 童子ハ日暮ヨリ門外ニ出ルヲ禁ス
- 一 幼年ノ生徒次第ニ年齢ニ及ヒ童子寮ヨリ他ノ寮ヘ移ルノ期ハ其寮長ノ指圖ニ從フヘシ
- 一 童子ハ萬事其寮長ニ依頼シテ指圖ヲ受クベシ若シ不行儀ノ者アレ

欠

MISSING

明治十一年十二月公告

慶應義塾生徒ノ月謝従前金貳圓貳拾五錢ト定メタル處生徒タルベキ
人ノ家或ハ次第ニ疲弊シテ爲メニ就學ノ念ヲ絶ツモノナキニ非ス依
テ明治十二年一月ヨリ之ヲ減シテ毎月壹圓七十五錢ト爲シ又入金
三圓ハ舊ノ如クシテ入塾金壹圓五十錢ハ之ヲ止ルト決議シタリ故
ニ生徒ノ故郷ニ在ル父兄ハ右ノ含ヲ以テ毎月ノ學費従前ヨリモ五十
錢ツ、ヲ減シテ給與セラル可シ或ハ新ニ子弟ヲ入社セシムルニモ預
メ此度ノ改革ヲ了承セラレシテ乞フ但シ本塾ノ會計ヲ以テ云ハハ
仮令ヒ舊額ヲ收ムルモ固ヨリ足ルヲナシ尙コノ中ヨリ五十錢ヲ減ス
レバ到底計算ノ立ツ可キ見込ナシト雖モ姑ク之ヲ本塾ノ負債トシテ
當局ノ社員其責ニ任スルヲナレハ生徒ノ父兄ヨシ學費ヲ給シテ差支
ナキ向ハ従前ノ如ク月謝貳圓貳十五錢ヲ納ル、モ塾ニ於テハ之ヲ辭
スルヲナカル可シ

東京芝區三田二丁目貳番地

慶應義塾

内塾生徒學費預リノ事

内塾ノ生徒壯年ニシテ未タ理財ノ事ニ慣レザル者ハ自
カラ無益ニ錢ヲ費スノ心配ナキニ非ス依テ生徒ノ父兄
又ハ引請人ヨリ當會計局ヘ依頼アラバ前以テ三箇月敷
半年敷又ハ遠國ナレハ一箇年ノ見込ニテモ大凡其學費
ト思フ金高チ當局ニ預リ置キ毎月ノ月俸。授業料。雜費。一
切何程ト父兄ヨリ定メタル高チ生徒ノ求ニ應ジテ隨時
適宜ニ可相渡候也

慶應義塾

明治十年二月

會計局

但シ會計局ヘ預ケ金アル者ハ父兄ヨリ成ル可キ丈チ
私ニ金ヲ與ヘザル様致度事

